

環境報告書の作成について

水道局では、平成 18 年度の環境保全の取り組みや環境マネジメントに関する状況などを取りまとめ、総合的・体系的に紹介した「平成 19 年版環境報告書」を作成・公表します。

これにより、お客さまに横浜市水道事業の環境への取り組みをご理解いただくとともに、率直なご意見やご提言をいただき、継続的な環境負荷削減の取り組みに生かしていきたいと考えております。

1 対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

ただし、環境への取り組み等の施策については、最新情報として平成 19 年度の取り組みも一部記載。

2 構成

- (1) 基本方針
- (2) はじめに
- (3) 事業の概要
- (4) 水道水をお届けするまでの環境負荷
- (5) 環境マネジメントシステム
- (6) 環境保全の取り組み
- (7) 環境コミュニケーションの取り組み
- (8) 信頼性の高い水道水の品質管理
- (9) 環境会計



3 主な取り組み成果（P.16 参照）

(1) 環境負荷

水道水の製造過程で使用した電力量などによる二酸化炭素年間総排出量は約 **57,863t** で、前年度と比較して約 **7,608t**、率にして約 **11.6%** 減少しました。

(2) 環境保全効果

環境対策の取り組みの成果として、二酸化炭素の排出量換算で約 **24,582t** の節減効果がありました。これは鶴見区の面積とほぼ同じ広さの森林 **3,234ha** が 1 年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

4 公表方法

(1) 今年度も「環境に対する配慮から、印刷を控えるべき」というお客さまの声を踏まえ、前年度に引き続き印刷は行わずホームページのみの公表とします。

(2) 水道局ホームページアドレス

<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/kyoku/torikumi/kankyo-hozen/kankyo-houkokusyo.html>

5 公表開始日 平成 19 年 12 月 14 日（金）



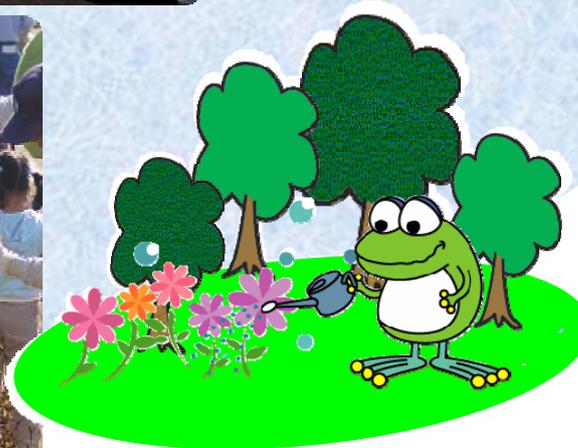
平成19年版 環境報告書



2007



横浜市水道局



横浜が始まり

～近代水道創設120周年～

環境行動都市へ向け
ハマっ子が行動します!

ヨコハマはG30

■ 基本理念

今日の環境問題は、産業型公害から都市・生活型公害へと質的に変化しつつ、地球温暖化問題などの地球規模の環境問題や、ますます増大する廃棄物の問題など、空間的・時間的な広がりを見せながら、複雑化・多様化しています。今や、環境への配慮を欠いては、私たちの生活そのものが成り立たないと言っても過言ではありません。

横浜は日本有数の国際都市、港湾都市として、そして最大の人口を擁する政令指定都市として、日本をリードし、環境に配慮した循環型社会を構築する大きな責務と使命を有しています。

そして、横浜市役所は、CO2排出量が全市の約5%を占めるなど事業者としても大規模であり、率先して環境保全に努めることが求められています。

今、横浜市役所は、自らが率先して環境保全の行動を起こすため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりが環境に配慮した行政運営を徹底して実践することを決意しました。

横浜を象徴する港の風景、郊外に続く緑豊かな丘陵、そして豊富な水と清浄な空気。

350万の横浜市民が愛する、この横浜の環境を守り、そして次世代に継承するため、横浜市役所は環境を市政運営の重要な柱と位置づけ、地域から地球に広がる環境行動都市の創造を目指し、具体的な行動を起こしてまいります。

■ 基本方針

- 1 環境行動都市・横浜の実現に向けて、職員一人ひとりが環境配慮の行動を実践します。このため、全職員が参加できる分かりやすい仕組みづくりを行うとともに、積極的な人材育成を行い、一人ひとりが環境保全の役割を果たします。
 - 2 関連する環境の法令、条例、規則、協定その他の同意事項を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
 - 3 環境への負荷低減はもとより、環境保全・創造のための取組を、目標を掲げて、積極的・継続的に推進します。
 - (1) 日常の事務活動において、『横浜市役所地球温暖化防止実行計画』に基づく省資源・省エネルギー及び『横浜G30プラン』に基づくごみの減量・リサイクルを実践します。
 - (2) 環境負荷の少ない製品を購入する「グリーン購入」を推進します。
 - (3) 公共工事における環境負荷を低減します。
 - (4) 『横浜市環境管理計画』に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を推進します。
 - (5) 市民・事業者の自発的な環境保全活動を支援し、市民・事業者・行政の協働による環境保全の取組を進めます。
 - 4 環境方針や取組結果を市民に公表すると共に、市民意見を反映しつつ環境マネジメントシステムを構築・運用し、横浜市の環境を継続的に改善します。
- 平成15年7月9日

横浜市長 相良

横浜市の環境方針

水道局の基本方針

水道事業は、自然環境の中で循環する水資源を有効に活用し、安全で良質な水を供給することが使命です。そのため、浄水処理や水質管理のレベルアップを図るとともに、自然が育む水を守るために、地球全体での環境保全への取り組みが重要と考えています。

水道局では、浄水場の「ISO9001」認証取得により品質管理の保証を、また、水質試験所の「ISO/IEC17025」認定取得により水質検査の精度と信頼性の保証を得、このことにより、市民により一層の安心感を持っていただけたと考えています。

また、水源林の保護育成など、環境保全へ貢献する活動も事業として行っている一方、皆様のご家庭の蛇口へ水道水をお届けするまでに、電力などのエネルギーを多く消費していることから、省エネルギーやリサイクルなど環境負荷を削減するための取り組みを進めています。あわせて長期的な視野に立ち、将来の水需要に見合った効率的な水道施設のあり方などについても検討を進めています。

こうした中、本年度も昨年度に引き続き、次の3つを局の環境に関する重点取組事項とします。

1. 環境保全の取り組み

浄水場の運転管理等における省エネルギーの取り組みや太陽光発電設備の導入、さらに、本年度完成する新菊名庁舎では、水の機能を活かし冷房効率を高める新技術「光触媒カーテンウォール散水システム」の導入などにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

2. 環境コミュニケーションの取り組み

地域サービスセンターにおける「出前水道教室」「水源施設見学会」、浄水場における「浄水場施設見学」、その他「親子水道水質教室」や「道志水源林ボランティア」などの市民協働の活動をとらして、市民や次世代を担う子どもたちとともに、自然の恵みである水資源の保全についての共通認識をもち、取り組みの輪を広げます。

3. 環境報告書

水道における環境保全の取り組み状況や環境会計情報などを総合的・体系的に紹介した「環境報告書」を作成し、情報提供に努めるとともに、継続的な環境負荷削減の取り組みに生かします。

利用者の方々に水道事業の環境保全に取り組む姿勢をご理解いただくとともに、皆さまからの率直なご意見、ご提言をいただき、継続的な環境保全活動に組織をあげて積極的に取り組んでまいります。

平成19年5月14日

横浜市水道事業管理者

大谷幸二郎

はじめに

今日、地球温暖化や廃棄物問題など、地球規模の環境問題がますます深刻化しています。かけがえない地球環境を将来世代にしっかりと引き継ぎ、豊かな生活を実現していくためには、こうした環境問題に向き合い、解決していかなければなりません。これは、地球環境の恵みを楽しんでいる生活者、事業者すべての責務であり、社会経済システムを循環型に転換していくことが社会的な要請となっています。

水道事業は、自然環境の中で循環する水資源を利用しながら、皆さまの毎日の生活に欠くことのできない水をお届けしてきました。その過程では、水源林を保護育成するなど環境保全に貢献する活動を事業として行う一方、川から水を取り入れ、きれいにしてお届けするまでに、電力などのエネルギーを消費しており、浄水処理の際には廃棄物が発生します。自然の恵みである水資源を使い、安全でおいしい水を安定的に供給し続けていくためには、電力使用量の削減や廃棄物の再利用を進めるなど、環境にやさしい水道事業運営を行うことが必要になっています。

横浜市水道局では、事業運営の指針として平成18年7月に発表した「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」の中で、「快適な市民生活を支える安心の水道」を基本理念とし、その実現を目指す施策目標の一つとして「環境にやさしい水道システムを構築するために」を掲げています。これまでも省エネルギーやリサイクルに努めてきましたが、今年の9月にオープンした「菊名ウォータープラザ」では、「光触媒カーテンウォール散水システム」を世界で初めて採用したほか、駐車場と歩道に横浜市で初めて「打ち水舗装」を導入するなど、環境に配慮した庁舎整備を行いました。

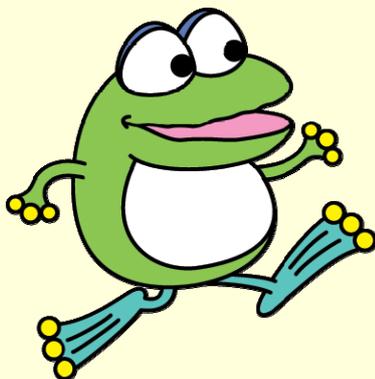
また、開港150周年である平成21年度までに、150万本の木を植樹することを目標とする横浜市の植樹行動にも積極的に取り組み、平成19年度から浄水場や配水池を中心に約9万本を植樹する計画を策定し、施設の敷地を更に緑化する取り組みを進めています。

今後も「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」に沿って、多くの電力を消費するポンプをできるだけ使わない水運用に努め、エネルギー使用量を低減させるとともに、私たちにできることとして、水道管内の未利用の水圧を活用した小水力発電や、浄水場のろ過池に設置した蓋（ふた）を利用した太陽光発電を推進するなど、環境負荷の少ない水道システムを構築することとしています。

この環境報告書は、横浜市水道事業の環境保全行動とその結果を、水道利用者の皆さまにご報告するために作成しました。私たちの取り組みをご理解いただくとともに、皆さまからの率直なご意見やご感想をいただき、今後の事業運営や環境保全に活かしていきたいと考えています。

平成19年12月
横浜市水道事業管理者
大谷幸二郎

目次



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

横浜市の環境方針 水道局の基本方針	1
はじめに	2
1 事業の概要	3
2 水道水をお届けするまでの環境負荷	4
3 環境マネジメントシステム	5
4 環境保全の取り組み	6
● 水源から浄水場までの環境保全の取り組み	6
● 浄水場における環境保全の取り組み	7
● 浄水場から蛇口までの環境保全の取り組み	8
● 環境に配慮した庁舎整備	9
● 工業用水道事業の環境保全の取り組み	10
● 今後の環境保全への取り組み	10
5 環境コミュニケーションの取り組み	11
○ 社会活動や情報公開などの取り組み	11
○ 150万本植樹行動への取り組み	12
○ 環境教育への取り組み	13
6 信頼性の高い水道水の品質管理	14
7 環境会計	16
水道局からのお知らせ	18

1 事業の概要 (平成18年度実績)

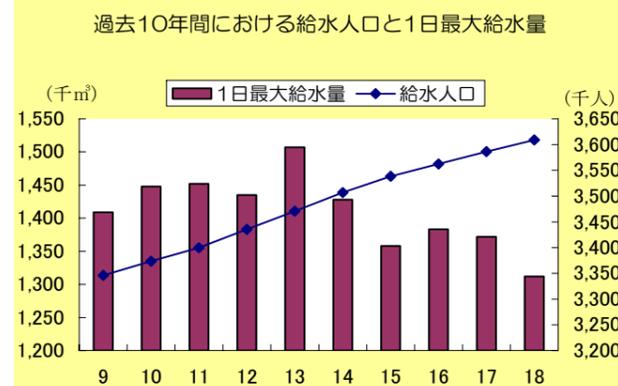
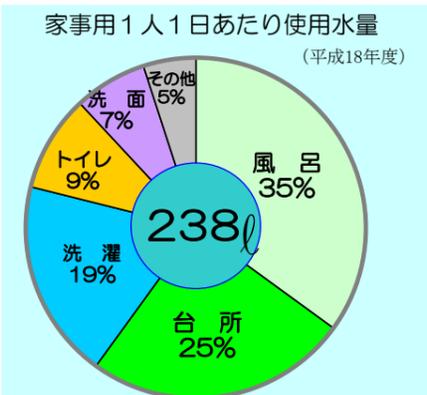
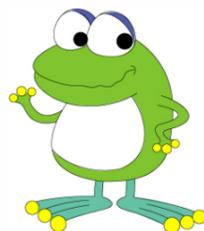
1 水道事業

事業開始年月日	
創設認可	明治17年11月27日
供用開始	明治20年10月17日
給水人口	3,609,014人
給水戸数	1,696,549戸
普及率	100.0%
1日当たり給水能力	1,820,000m ³
年間給水量	438,631,000m ³
1日最大給水量	1,312,000m ³
1日平均給水量	1,201,729m ³
有収率	92.0%
管路総延長	9,180km

2 工業用水道事業

供用開始年月日	昭和35年10月10日
1日当たり給水能力	362,000m ³
1日当たりの契約水量(年度末)	274,700m ³
給水対象工場数(年度末)	63工場

横浜市は
日本で最初
の近代水道
なんだよ。



効率的な水運用をしています

横浜市は、起伏の多い地形であることから、一定の水圧で市内全域に水を送ることが難しいため、安定して水道水をお届けするために市域を26の給水区域(配水ブロック)に分けるとともに、各配水ブロックには、原則として1か所ずつ配水池とポンプ場を建設して、*1自然流下系区域(低区)と*2ポンプ系区域(高区)に分けて給水しています。

これによって、水道管内にある水のエネルギーを無駄なく利用できるほか、停電や水道管の破裂などトラブルが発生した場合でも断水等の影響範囲を最小限に抑え、早期に復旧することができます。

また、各配水ブロック間は大きな水道管で結ばれているので、断水等の事故が発生した場合は、隣接の配水ブロックから水を送って応援体制が図れるように相互融通の強化を図っています。

- *1 自然流下系とは水が高い所から低い所へ流れる力を利用して水をお届けする系統のことです。
- *2 ポンプ系とはポンプの力を利用して低い所から高い所へ水をお届けする系統のことです。



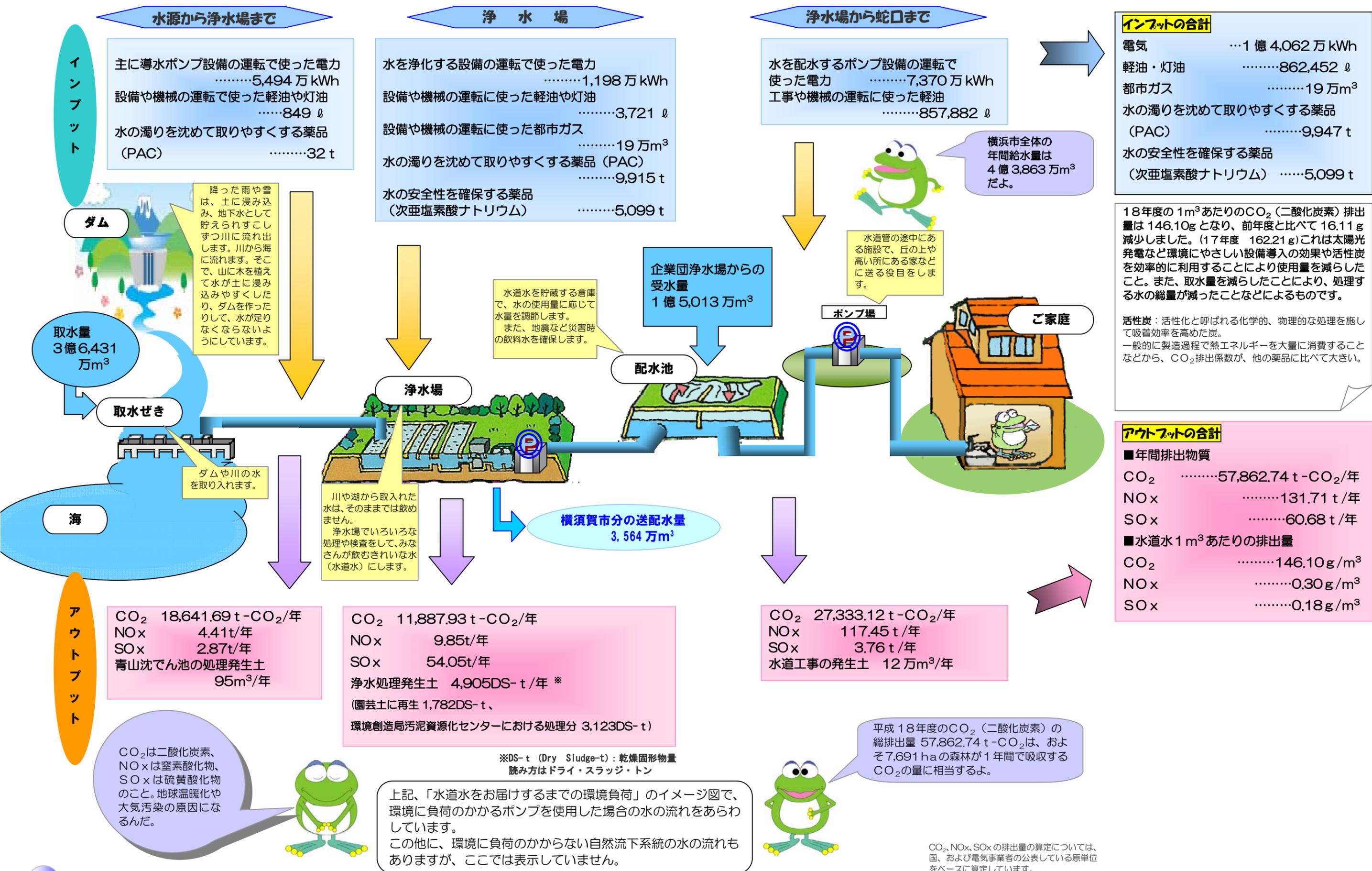
東京湾

各水源の主な給水区域

- 相模湖系統の水
- 馬入川系統と企業団相模川系統の水
- 企業団酒匂川系統の水
- 道志川系統と企業団酒匂川系統の水
- 道志川系統と相模湖系統の水
- 馬入川系統と企業団酒匂川系統の水
- 企業団相模川系統の水
- 道志川系統
- 相模湖系統
- 馬入川系統
- 企業団酒匂川系統
- 企業団相模川系統
- 配水池

(*) 伊勢原・相模原・西長沢・綾瀬の4つの浄水場は神奈川県内広域水道企業団の浄水場です。ここでつくられた水道水は、神奈川県企業庁や横浜市・川崎市などの水道事業体の給水区域に送られます。

2 水道水をお届けするまでの環境負荷 (平成18年度実績)



3 環境マネジメントシステム

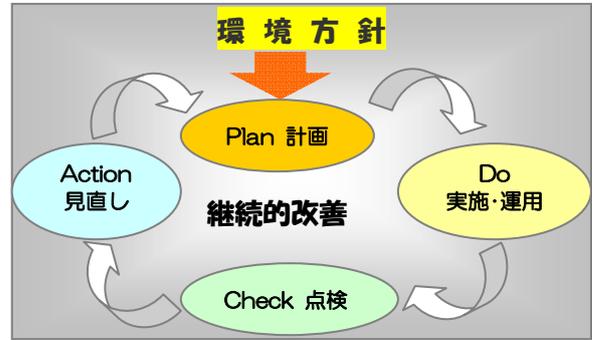
● 環境マネジメントシステムとは

企業や自治体などが行う事業活動が環境に与える影響を、組織的かつ継続的に削減するための管理の仕組みです。ISO14001は、この環境マネジメントシステムの国際規格で、横浜市役所では、平成18年6月23日、学校や保育園、病院、市場等にまで拡大して審査を受けた結果、横浜市役所の全組織においてISO14001の認証を取得しました。(累計約1,460課・施設、職員約44,000人)

ISO14001の導入により、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することで、環境負荷の低減や業務改善に取り組んでいます。

PDCAサイクル

環境保全への取り組みについて、計画(Plan)を立て、実施(Do)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Action)を行うというサイクルを繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。



全市共通の取り組み

横浜市では、各職場に環境活動推進員を置き、市共通で定めた目標、及び各職場(課単位)で定めた個別の目標の達成に向けて取り組んでいます。

● 省エネに関する取り組み

横浜市役所の事務所等の温室効果ガス削減目標 6.3%の実現のために不要時の消灯、冷暖房温度の適正化、エレベータの部分運転など、それぞれの職場の実状に応じて自主的に定め、各種の省エネルギー行動に取り組んでいます。

● 物品調達に関する取り組み

環境に配慮した物品購入を行うグリーン購入を推進しています。(原則 100%)

● 市役所ごみゼロ推進に関する取り組み

庁内ごみの減量・リサイクルに関する目標を定め、廃棄物削減の取り組みを進めています。

● コピー用紙の使用枚数の削減に関する取り組み

両面コピーを徹底するなどの工夫を行い、コピー用紙使用枚数を削減する取り組みを行います。

● コスト削減と無駄の排除 など

庁内のごみは18種類の分別をしているんだよ。



「ヨコハマは G30」
マスコット
へら星人ミーオ(30)



水道局での取り組み

● 水道記念館構内維持管理作業において、落ち葉をコンポストでたい肥化し、一般廃棄物の減量を推進しています。

● 省エネ・コスト縮減に関する普及啓蒙として、環境保全全般に関わる知識を習得するための職員研修を実施しています。



4 環境保全の取り組み

● 水源から浄水場までの環境保全の取り組み

1 現状と課題

安全で良質な水道水を供給するには、水源水質を良好に保つことがもっとも大切なことです。相模湖や津久井湖ではちっ素やりの濃度が高く、アオコ等の藻類が発生しやすくなっています。

また、寒川などの下流取水ぜきでは、流域の工場や農業からの排水、油や不法投棄による水質汚染事故、産業廃棄物の処分などにより水源水質の悪化が懸念されます。

これまで、厳しい水源水質の監視体制とともに、県や流域市町村、水道事業者、地域住民との連携・協力によって、重大な事故は発生していませんが、水源の環境保全のために、さらに規制や対策、協力体制などを強化していく必要があります。



2 環境保全の取り組み

(1) 山梨県道志村での取り組み

● 道志水源かん養林の保護・育成

横浜市が道志村に所有する水源かん養林の保護・育成を行い、道志川の良質な水を守る努力を続けています。また、人手不足等で手入れが行き届かない民有林についても市民ボランティアと協働し、森林整備を行っています。

● 道志村生活排水処理事業への助成

道志川の水質を守るために、13年度から道志村の合併処理浄化槽設置に要する事業費に対し助成を行っています。18年度からは、ちっ素などの除去に優れた高度処理型合併浄化槽に切り替えました。

● 道志水源基金の設置

道志村の環境保全や地域振興、公衆衛生の向上などを目的とした事業へ助成する基金です。(平成9年度設置)

● 水のふるさと道志の森基金の設置

「道志水源林ボランティアの会」を中心とした水源林保全活動を支援するための基金です。詳細はP.11をご覧ください。(平成18年度設置)



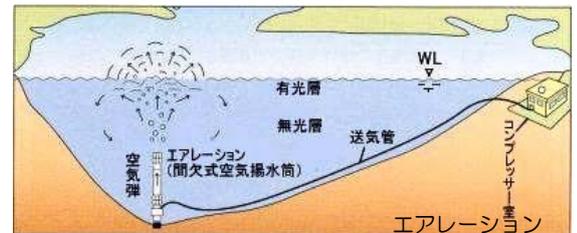
(2) ダム湖における取り組み

● 相模湖および津久井湖の環境整備事業

ダム湖の水中に空気を送り、湖内の水をかき混ぜることにより、植物性プランクトンの発生を抑えるエアレーションという装置やピオトープという植物の浄化作用を利用した水質を良くするための施設を整備しています。

● 相模湖のしゅんせつ事業

相模湖は、上流からの土砂が流入し、堆砂が進んでいます。そのため、ダム湖内の土砂を取り除き、洪水などの災害防止と貯水容量の維持・回復に努めています。



(3) 河川流域における取り組み

● 相模川流域下水道事業への助成

水源水質を良くする流域下水道の建設経費のうち、水源地域県内3町(津久井町、相模湖町、藤野町)の負担分を関係水道事業者が助成しています。(上記3町は19.3月に相模原市と合併)

● 相模湖取水口におけるアオコフェンスの設置

アオコ等藻類が大量に発生すると水に臭いがつくので取水口付近にフェンスを張り、原水を取水する際にアオコが入らないようにしています。

● 水源パトロールや河川清掃などの取り組み

農業や漁業などで道志川に携わる方々や、流域の行政及び市民等と協働し、不法投棄や水質汚染事故を監視する水源パトロールや通報制度、河川清掃などを行っています。



● 浄水場における環境保全の取り組み～環境にやさしい浄水場を目指して～

1 現状と課題

小雀浄水場は、原水を相模川下流の寒川で取水して、標高差約56m、約12kmの距離をポンプにより導水し、浄水処理した後、さらに市内の配水池へポンプ送水をしていることから、消費電力が多くなっています。また、西谷浄水場では、浄水処理の過程で発生する土の有効利用を行っています。

2 環境保全の取り組み

【小雀浄水場】



ろ過池覆蓋による太陽光発電システム

●ろ過池覆蓋(ふくがい)による太陽光発電システムの導入

異物の投入防止や塩素の使用量の抑制を図るため、設置したろ過池のふたを利用し、平成13年度から運転を開始し、構内の事業用電力として有効利用しています。

●太陽電池搭載型フロート遮光(しゃこう)装置の導入

沈でん池に浮かべて太陽の光をさえぎることにより藻類の発生を防止する板状の装置で、板の表面に太陽電池を組み込んでいます。平成15年度の実験に基づき、22年度までに順次設置しています。



太陽電池搭載型フロート遮光装置

●太陽光電力を利用した電動カート

高齢者や体の不自由な方も快適に見学していただけるよう、電動カートを導入しました。

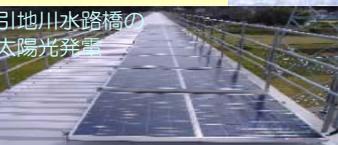
この電動カートには、場内の太陽光発電設備で発電された電力を利用しています。

●太陽光発電エネルギーを利用した水路橋内面防食

昭和38年に設置した引地川水路橋の内面の腐食が一部で進んでいるため、淡水・流水下では、日本で初めてとなる電気防食設備を設置し、腐食防止を図っています。電源として太陽光発電エネルギーを利用します。

●太陽電池による浄水場内外灯の設置

太陽電池で発電してバッテリーに蓄電し、夜間に点灯する外灯(エコロジーライト)を浄水場内に設置します。



引地川水路橋の太陽光発電



揚水ポンプ

●省電力揚水(ようすい)ポンプの導入

小雀浄水場の地下に届いた原水を、地上にくり上げるポンプです。羽の角度が変化するポンプで揚水量の調節をすることができ、電力量を削減できます。



電動カート

【西谷浄水場】

●排水池覆蓋(ふくがい)による太陽光発電システムの導入

排水処理施設から生じる臭気の拡散を抑えるため設置したふたの上部に太陽光パネルを据付け、自然エネルギーを活用しています。

●浄水処理発生土の資源化

浄水場の沈でん池やろ過池で、浄水処理過程で発生した発生土を有効利用するために、園芸資材として活用し、そのうち一部は、浄水場で「園芸の土」として、10kg入り1袋200円(税込み)で販売しています。また、市内の一部のホームセンター等でも販売しています。



園芸の土

園芸の土の販売については、
<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/old/ja/kyoku/engei.html>

●西谷浄水場屋上緑化事業

西谷浄水場本館の屋上を緑化することにより、断熱効果による夏季・冬季の空調温度への効果や二酸化炭素吸収などの環境保全を図るとともに、浄水場の施設見学ルートに組み込むことで自然環境保護の重要性もPRします。(施工面積280m²)



屋上緑化

● 浄水場から蛇口までの環境保全の取り組み

1 現状と課題

起伏の多い横浜市の地形で安定給水を行うためには、きめ細かく配水池やポンプ場が必要となるため、電気エネルギーを多く消費しています。

また、水道管の取替工事などではアスファルト廃材や建設発生土などの廃棄物が出るため、その有効活用が課題となっています。

2 環境保全の取り組み

● 夜間電力の有効利用

電力貯蔵設備(Na S電池)は、電力使用量の多い昼間に、夜間電力にて充電した電力を使用する設備です。

夜間電力は火力発電の割合が低いため、二酸化炭素の排出量が削減できるとともに、単価の安い電力を利用できるので、電気料金の節減にもなります。

また、停電時のバックアップ電源としても利用できます。



● 水道工事で発生した建設副産物のリサイクルの推進

工事で発生したアスファルト等の舗装材を再利用するため、民間等の再資源化施設を積極的に活用しています。

また、建設発生土にも、民間の改良土プラントを活用して、ほとんどを埋め戻し用の土に改良し、リサイクルを推進しています。



● 漏水調査

漏水調査を計画的に行い、漏水の早期発見に努めています。

水資源の有効利用に貢献するとともに、二酸化炭素の削減にもなり環境負荷の軽減につながります。

● 配水管の浅層埋設

水道管の耐久性向上や規制緩和などにより水道管を従来の深さより浅く埋めることで、掘削した土を運ぶトラックの台数、機械の運転時間などを減らすことができます。コスト削減とともに工事期間の短縮による二酸化炭素や振動、騒音などの削減に貢献しています。



● 再生メータの使用

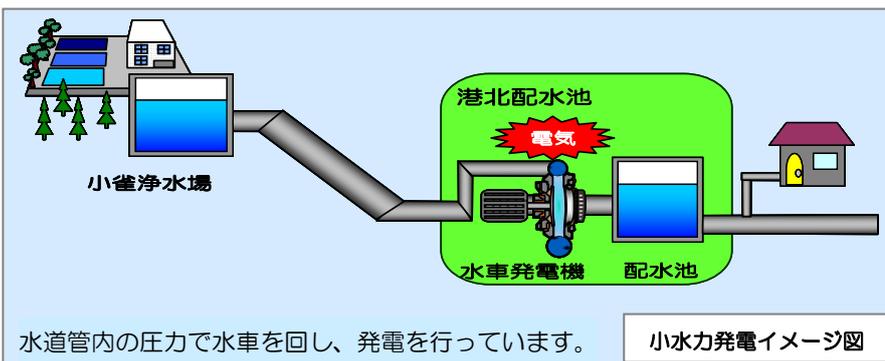
新しいメータとともに検定期限(8年)がきた水道メータを回収して、再び使えるように再生処理したメータも使用しています。

● 小水力発電施設の導入

横浜市の地形は起伏に富んでいて、水道の管路には地形的に、小水力発電に適しているところがあります。そこで、小雀浄水場から港北配水池へ送水している水道管に発電設備を設置し、二酸化炭素を発生しないクリーンな発電を行っています。

これは、水道局が発電事業者に場所を提供して発電を行う「民設民営方式」で実施しています。

発電量の実績は約175万kWh(H18.10月~H19.9月)で、発電した電力は一部を港北配水池内の夜間照明や周辺緑道“ゆうばえのみち”の外灯に活用し、その他は電力会社に売電することで、地球環境に貢献しています。



夜になると...



● 環境に配慮した庁舎整備

1 経緯

菊名合同庁舎（昭和 45 年開設）は、耐震性や老朽化により早急な対策が必要であるため、同一敷地で建替え工事を行い、愛称を「菊名ウォータープラザ」として、平成 19 年 9 月にグランドオープンしました。この庁舎の一部に、水の冷やす機能を利用して冷房負荷の削減効果が期待できる新技術を、世界で初めて採用しました。

2 環境保全の取り組み

● 光触媒カーテンウォール散水システム（新技術）

窓面の上部に管を設置し、一定間隔にあげた穴からガラス面に散水します。ガラスに酸化チタン光触媒をコーティングすることにより、水と非常になじみやすくなり、ガラス面全体が水の薄い膜で覆われて流れ落ちます。その水が蒸発する際に熱を奪い冷房空調負荷を低減します。なお、使用する水は雨水と水道水を併用し、流れ落ちた水を循環させ再利用します。

NEDO（ネド）の技術協力により実施した実証実験では、ガラス表面温度で約 1℃、室内温度で約 2℃低下し、冷房負荷で約 20%低減されました。

- ★ NEDO(ネド) [New Energy Development Organization]
日本の、新エネルギー総合開発機構。石炭液化・太陽電池など代替エネルギーの開発などを旨とする政府出資機関のことです。

● 屋上緑化

建物の屋上を緑化することにより、断熱効果による夏季・冬季の空調温度への効果や二酸化炭素吸収などの環境保全を図ります。

（緑化面積：施設全体で約 600㎡。うち屋上緑化部分約 285㎡）

- ※ 菊名ウォータープラザでは、屋上緑化を含めた施設全体で、横浜市の建築物緑化認定を取得しました。
（認定番号：D-0001号、緑化率20%）

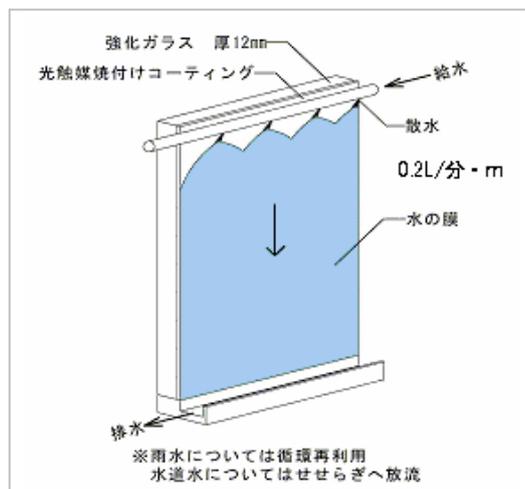


★ 建築物緑化認定

横浜市が「緑の環境をつくり育てる条例」等に基づいて、一定基準以上の緑化を行った建築物について建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行するものです。

● 打ち水舗装（下面給水型舗装システム）

駐車場（約 1,200㎡）及び歩道（約 300㎡）部分に横浜市で初めて「打ち水舗装」（舗装面に埋設した管から自動給水し、地中の小さな隙間に水が染み込んでいく現象を利用して、導水・拡散・揚水・保水機能をもたせ、舗装表面を湿っている状態にし、それが蒸発する際に発生する気化熱によって冷却する舗装）を施しました。これにより、舗装表面温度が低減され、ヒートアイランド現象の緩和が期待されます。



● 工業用水道事業の環境保全の取り組み ～ 地盤沈下対策 ～

1 背景

横浜市では、昭和初期の頃から、京浜工業地帯における工業生産の中核として発達してきた鶴見・神奈川臨海工業地帯において地盤沈下の現象が現れはじめていました。

この地域は大正から昭和にかけて鶴見川河口地先一帯の臨海部を埋立造成したため、水を利用することにあまり恵まれていない地域でした。そのため、ここに進出した工場は、生産活動に欠くことのできない工業用水を、安価な地下水に求め多量に汲み上げていました。

また、第1次世界大戦（大正3～7年）による軍需景気、昭和10年代の重化学工業化の伸びなどに伴って工業用水の需要が急増し、地下水への依存が一層高まったことが地盤沈下を加速することとなりました。

2 環境保全の取り組み

工業用水道事業は、京浜工業地帯の地盤沈下対策として、昭和35年（1960）10月に相模湖を水源とする工業用水道（給水能力1日11万7,000m³）を創設し、鶴見・神奈川地区及び保土ヶ谷・西地区に対して供給を開始したのが始まりです。

その後、日本の経済の急成長と横浜市の工業立地施策に伴う工業誘致地区の基盤整備の一環として、昭和36年に津久井湖を水源とする拡張工事に着手し、昭和40年9月に戸塚地区及び磯子・中地区を対象に、第1期事業（給水能力1日15万m³）の給水を開始し、続いて昭和44年10月に鶴見・神奈川地区を対象にした第2期事業（給水能力1日9万5,000m³）の給水が開始されています。

これにより現在では、1日あたり36万2,000m³の給水能力を有する施設となり、環境施策としての地盤沈下対策や、横浜市の工業の健全な発達に大きな役割を果たしています。

工業用水道とは…

工業用水道は、文字どおり工場などで工業用に使用される水を供給する水道です。上水道に比べると簡略な浄水処理で供給しているため、その分安価に水を提供することができます。

工業用水道の施設は、自然流下による送水・配水を基本としている省エネルギー型の事業なんだよ。

◆ 今後の環境保全への取り組み

平成18年7月に、20年後の将来像を示した「長期ビジョン」と平成18年度から10年間に実施すべき主要施策をまとめた「10か年プラン」を策定しました。

環境にやさしい水道システムを目指して、ポンプを使用しない自然流下系の浄水場等を優先使用するなどエネルギー消費量の削減に取り組んでいきます。

また、太陽光発電など新エネルギーの活用、リサイクルの推進など環境保全を積極的に取り組み、取水から蛇口まで環境への負担が少なく経済効率のよい、水道システムの構築を目指します。

（主な施策の方向）

- ・ 自然流下系施設の優先利用とポンプ系施設の縮小
- ・ 太陽光発電など新エネルギーの活用

「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」の内容は、(PDF) :

http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/old/ja/kyoku/chouki_vision.html

5 環境コミュニケーションの取り組み

◆ 環境コミュニケーションとは

環境保全への取り組みや環境負荷に関する情報などについて、外部に公表することをいいます。



● 社会活動や情報公開などの取り組み

● 「道志水源林ボランティア活動」

人手不足などにより手入れの行き届かない水源地道志村の民有林を、市民ボランティアの自主的な組織「道志水源林ボランティアの会」と協働して整備し、水源かん養機能の高い森林に再生します。19年度からは、ジュニアボランティア（高校生）による活動を実施し、水道事業や環境保全活動の重要性に対する理解と認識を深めてもらうとともに、各種のボランティア活動への動機付けを図ります。

道志水源林ボランティアの会ホームページアドレス

<http://www.doshi-suigenrin.jp>



● 水のふるさと道志の森基金

「道志水源林ボランティアの会」などを中心とした市民の皆さまの水源地保全活動を支援するために、また、直接ボランティア活動に参加できない市民の皆さまでも資金協力という形で広く水源林保全活動に参加していただけるように、平成18年度に基金を設置しました。

この基金は、市民・企業の皆さまからの寄附と、ペットボトル「はまっ子どうし」の売上げの一部などによるものです。「道志水源林ボランティア事業」を安定して支える財源として活用していきます。

平成18年度は、1,450万円積み立てました。

ホームページアドレス：http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/kyoku/torikumi/suigen-hozen/doshi_kikin.html



● 水源林保全活動を行う団体への助成

地域あるいはNPO等のボランティア団体が、水源林保全活動を実施した場合、活動費用の一部を助成するもので、このほかに活動場所の提供や、道具類の貸出も行っています。平成18年度は、3団体に合計33万円の助成を行いました。

★ NPO 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

● 水道モニター

年間を通して水道事業について知っていただくため、施設見学会や懇談会、アンケートなどを実施し、意見や提案をいただいています。

● インターネットモニターアンケート

インターネットを利用して広く皆さまのご意見をお聞きするアンケートです。



● 広報ビデオやパンフレットによる水源かん養林の紹介

横浜市の水源地である道志水源かん養林の動きや育成作業などについて、ビデオ「緑のダム」やパンフレット「道志水源かん養林」で紹介しています。ビデオは貸出を行っています。

広報ビデオの貸出については：

<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/old/ja/kyoku/video.html>

● 環境報告書の作成

環境報告書は、環境保全にかけたコストと環境負荷軽減効果を定量的に表すとともに、水道局の行っている環境保全への取り組み状況を明らかにしたものです。

水道局のホームページでご覧いただけます。

「環境報告書」ホームページアドレス：

http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/old/ja/kyoku/kankyo_hozen.html



環境報告書(写真は平成18年版)

● 150万本植樹行動への取り組み

横浜市では、緑地の保全や緑をつくるため、市民の皆さまとともに開港 150 周年である平成 21 年度までに、市内に 150 万本の木を植樹することを目標とする「150 万本植樹行動」に取り組んでいます。

水道局では、「150 万本植樹行動」に積極的に取り組むため、局全体で 19 年度から 21 年度までの 3 か年で約 9 万本を植樹する計画を立て、浄水場や配水池を中心に施設の敷地を更に緑化する取り組みを進めています。19 年度は約 3 万 2 千本を植樹します。

このほか、今年は、近代水道創設 120 周年の年であり、その記念事業の一つとして横浜の水源である道志村に自生している「ミツバツツジ」120 本を西谷浄水場場内や浄水場前の道路沿いなどへ植樹を行いました。

また、旭区と協力して市民参加による植樹イベントを開催し、川井浄水場に旭区の木「ドウダンツツジ」を 1,000 本植樹したほか、保土ケ谷区の「保土ケ谷 80 千本植樹行動」や、鶴見区の「身近なところにサルスベリ事業」など、区の植樹行動にも連携・協力して植樹を進めています。

そのほか、各浄水場では、浄水場見学をされた小学生の方々に学校単位での記念植樹も実施しています。



川井浄水場での

川井浄水場での
「ドウダンツツジ」
の植樹の様子



西谷浄水場での
「ミツバツツジ」
の植樹の様子



● 環境教育への取り組み

環境教育とは、環境保全について理解を深め、取り組みの意欲を高めるために行われる環境保全に関する教育や学習をいいます。水道局では各年代に合わせたメニューを用意し、水道水をお使いいただいているすべての方に、水道に関連した環境の重要性を、楽しみながらご理解いただけるよう取り組んでいます。



● 出前水道教室【対象：小学4年生】

小学4年生の社会科のカリキュラムの一つとして、水道局職員が小学校へ直接伺い、水源から蛇口までの水の流れの説明や、ろ過実験など参加体験型のプログラムを実施しています。

水の循環の説明の際に、良好な水質と水量に影響のある水源かん養林の重要性や水源保全についてのPRを行い、環境教育及び環境学習の促進に寄与しています。



出前水道教室

● 親子水道水質教室【対象：小学生、保護者】

小学生を対象として、浄水場の見学やろ過実験、水質検査を実際に体験し、安全な水道水ができるまでを学びます。

● 浄水場の見学【対象：小学4年生、一般】

小学4年生を対象に、社会科の授業のひとつとしてわかりやすく学習できるプログラムを実施しています。また、一般の方の見学も随時受付けています。19年度からは、30名様以上の団体を対象として第二土曜日の見学の予約も受付けています。



親子水道水質教室

● 水と緑の防衛隊～道志水源かん養林下草刈ツアー～

【対象：小学生から一般】

横浜の水源、山梨県道志村で下草刈りを体験し、水源かん養林の働きや大切さを学びます。

● ジュニアボランティアによる道志水源林ボランティア活動

【対象：高校生】

市内高校生が横浜の水源である山梨県道志村のスギやヒノキ等の人工林を間伐する、森林整備作業のボランティア活動を横浜市青少年交流センターなどと連携して実施しています。この活動を通じ、水道事業や環境保全の重要性への理解を深めてもらう一方で、将来さまざまなボランティア活動へ興味をもってもらうためのきっかけとしても活用しています。



ジュニアボランティア

● 水道施設見学会【対象：一般】

ダムなどの水源地や市内にある浄水場を見学し、水道事業や水源保全に対する理解を深めていただく取り組みです。



浄水場の見学
【小雀浄水場】

市内の4つの浄水場（西谷、川井、小雀、鶴ヶ峰）と相模原市津久井町の青山沈んでん池の見学についてのお申し込みは、水道局お客さまサービスセンターで受け付けています。

水道局お客さまサービスセンター

TEL 847-6262 FAX 848-4281

見学者用できたての水、水飲み場

【川井浄水場】

浄水場でろ過したての水を見学者の方に飲んでもらうために設置しました。



6 信頼性の高い水道水の品質管理

水道事業は、自然環境の中で循環する水資源を利用しながら、常に安全で良質な水をお客さまにお届けすることが使命です。そのため水源水質の保全と適切な浄水処理を行うとともに厳しい品質管理を行う中で水道水を製造することが重要だと考えています。

■水質検査計画に基づく水質検査を実施しています。

水道水質検査の適正化や透明性を維持するため、お客さまのご意見を踏まえて水質検査計画を策定し、事業年度前に公表します。

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている54項目と横浜市独自の検査項目37項目、合計91項目約160種類で、全国でもトップクラスの水準となっています。

検査結果は、ホームページに公表しています。

■全ての浄水場で ISO9001 の認証を取得しています。

継続的な品質管理体制の推進と業務の円滑化・効率化を目的として、市内全浄水場で ISO9001 の認証を取得しています。

認証取得により、水道水製造に関わる品質管理が国際水準であることになります。

ISO9001 では、責任の明確化、品質マニュアルの文書化、帳票類の作成・標準化、職員教育の徹底などが求められ、毎年厳しく審査されます。

浄水場の品質管理が高いレベルで継続することによって、水道水の信頼性とお客さま満足度の向上が図られ、今まで以上に、安全で良質な水をお届けすることができます。

■水道水質について安心と信頼を提供します。

お客さまが利用する水の安全性を確認する水質検査は、正確かつ精度の高い技術が必要です。

そこで、お客さまが水道水の安全性について、より一層の安心感を持っていただくため、水質検査の品質を保証する ISO/IEC17025 試験所認定を取得しました。

ISO/IEC17025 は、正確かつ精度の高い水質試験技術を保証するため、試験所が品質管理システムにより運営され、技術的に適格で信頼性のある結果を出す能力のあることを証明する国際規格です。

これを水道局が取得することによって、お客さまにより一層の安心と信頼を提供することができるものと考えています。



※ ISO9001

品質マネジメントシステムの国際規格。
責任と権限を明確にするとともに、マニュアルに基づいて業務が行われていることが第三者機関の認定により保証されるものです。



※ ISO/IEC17025

試験機関の能力に関する国際規格。
第三者機関の認定により検査技術力が国際的に高い水準にあることを証明するものです。

水質の管理については：http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/old/ja/mizu/suishitsu_top.html

■水質診断書を発行しています。

お客さまから水道水の水質検査のご依頼をいただくと、お客さまのご自宅に直接水質検査車などでお伺いします。後日、検査をご依頼されたすべてのお客さまに「水質診断書」をお渡ししています。

水質診断書は、人間ドック等の健康診断と同様に、判定結果だけでなく、項目の数値や基準とその説明を記載しています。

水質診断書 (水道法第18条第2項に基づく水質検査の結果です)		
検査結果の概要	判定	水質検査の結果、良好な水質でした。安心して水道水をお使いください。
	原因	
	処置	
	状況	横浜太郎様宅には西谷浄水場の水が送られています。
採水箇所	磯士ヶ谷 区川島町 横浜太郎様 住所記号	
採水月日	平成17年10月24日	
採水時刻	09:50	
天候	晴	
気温(°C)	15.0	
水温(°C)	13.0	
一般細菌(CFU/ml)	0	検出数(CFU)が100以下であること
大腸菌[100ml中]	不検出	検出されないこと
塩化物イオン(mg/L)	7.2	200mg/L以下であること
カルシウム、マグネシウム等(硬度)(mg/L)	50	300mg/L以下であること
有機物(全有機炭素(TOC)の量)(mg/L)	0.7	5mg/L以下であること
pH	7.55	5.8以上8.6以下であること
味	異常なし	異常でないこと
臭	異常なし	異常でないこと
色度(度)	0.0	5度以下であること
濁度(度)	0.0	2度以下であること
残留塩素(mg/L)	0.7	※0.1mg/L以上であること
総アルカリ度(mg/L)	38	
電気伝導率(mS/m)	12.8	
鉄(mg/L)		0.3mg/L以下であること
検査期日	平成17年10月24日～平成17年10月24日	
検査機関	水質課	
採水者		
検査責任者		
依頼所管 営業所	0	調査理由 水質診断書 横浜市水道局 水質課

Dr.はまピヨンの水質検査車がお宅に伺います。



水質検査のお申込は
水道局お客さまサービスセンター
☎045-847-6262
(おかけ間違いにご注意ください)
FAX 045-848-4281



■他の水道事業者等から水質分析業務を受託します。

水道局は、国際規格であるISO/IEC17025試験所認定及び品質管理システムであるISO9001の認証を取得したことで、国際的に高い分析技術を持つことが認められました。この経験と技術力を有効活用していくため、他の水道事業者等から、水道水中の異物、アスベスト、生物及び水質試験項目等の水質分析の受託業務を開始しました。これにより、年々高度化する水質分析業務について他の水道事業者を支援するとともに、財源の確保も図っていきます。

■HACCP（ハセップ）手法の適用研究に基づき「水安全計画」を策定します。

水道局では、17・18年度で民間企業と共同で水道水質管理へのHACCP（ハセップ）手法の適用研究を行いました。この研究を基に、WHOや厚生労働省が提唱する「水安全計画」を策定し、お客さまへ安全でおいしい水を安定的に供給します。

※ HACCP（ハセップ）

Hazard Analysis（＝危害分析）and Critical Control Point（＝重要管理点）の略語。もともとは食品の安全性を確保するために食品製造に関する各工程における危害を確認・評価し、重要な工程を特定し、これをモニタリングすることにより危害の発生を未然に防ぐ安全衛生管理手法です。

※ 水安全計画

HACCP手法を用い、水源から蛇口までの全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが安全な飲料水を供給し続けるという点で有効です。水安全計画は科学的知見に基づくリスク管理の適用を行う水道システム管理のことをいいます。

7 環境会計

● 環境保全コスト

(単位:千円)

分類	主な取組の内容	18年度			17年度			増減 (A)-(B)	
		投資額	費用額	計(A)	投資額	費用額	計(B)		
(1)水源から蛇口までの水道事業本来の活動で生じるコスト (事業エリア内コスト)	内 訳	①公害防止コスト 浄水場の排水処理、大気汚染防止対策	37,102	568,680	605,782	2,090	530,795	532,885	72,897
		②地球環境保全コスト 水源林の管理、ダム湖の環境整備 太陽光発電の導入など	251,202	596,089	847,291	119,752	629,721	749,473	97,818
		③資源循環コスト 汚泥再利用、建設物副産物リサイクル 廃棄物処理、漏水防止対策、再生メータ購入など	777,279	973,788	1,751,067	705,242	991,767	1,697,009	54,058
	小計	1,065,583	2,138,557	3,204,140	827,084	2,152,283	2,979,367	224,773	
(2)管理活動コスト	環境情報等の開示、除草作業の委託、職員研修など	100,078	36,013	136,091	6,448	141,858	148,306	△12,215	
(3)研究開発コスト	研究開発費	0	4,998	4,998	0	3,090	3,090	1,908	
(4)社会活動コスト	水源かん養林PR、道志水源林ボランティアなど	0	81,235	81,235	0	63,635	63,635	17,600	
合計		1,165,661	2,260,803	3,426,464	833,532	2,360,866	3,194,398	232,066	

● 環境保全効果(事業エリア内での環境保全効果)

		平成18年度		平成17年度	
①設備の導入や省エネルギー行動による環境負荷物質削減効果					
省電力設備の導入	省電力揚水ポンプ、太陽光発電の設置	二酸化炭素	2,504 t-CO ₂ /年	二酸化炭素	2,859 t-CO ₂ /年
		窒素酸化物	643 kg/年	窒素酸化物	705 kg/年
省エネルギー行動	職場での節電等の省エネルギー行動	硫黄酸化物	321 kg/年	硫黄酸化物	575 kg/年
屋上緑化の導入		ヒートアイランド現象の抑制		ヒートアイランド現象の抑制	
②事業活動から附随して生じる保全効果					
漏水防止に伴う二酸化炭素排出防止量			375 t-CO ₂ /年		357 t-CO ₂ /年
水源かん養林による二酸化炭素吸収量			21,703 t-CO ₂ /年		21,703 t-CO ₂ /年
③資源の有効利用					
がれき類の再資源化	アスファルト	126,110 t		アスファルト	132,053 t
	コンクリート	20,296 t		コンクリート	22,573 t
再生材利用	再生アスファルト	90,352 t		再生アスファルト	102,289 t
	再生砕石	93,439 t		再生砕石	93,617 t
再生メータ購入		245,653 個		212,571 個	
消火栓の再利用		91 基		79 基	
浄水場の浄水過程による発生土の有効利用量	乾燥固形物量	1,782 Ds-t/年		乾燥固形物量	1,793 Ds-t/年
(参考)配水管の浅層埋設によって削減した量		27,646 m ³		30,000 m ³	
二酸化炭素排出削減量の合計			24,582 t-CO₂/年		24,919 t-CO₂/年
			(17年度比較 △ 337 t-CO ₂ /年)		

※DS-t(Dry Sludge-t):乾燥固形物量。読み方はドライ・スラッジ・トン

<参考>CO₂(二酸化炭素)排出量

	18年度	17年度	増△減	
年間総排出量(t) (水道水1m ³ あたり(g/m ³))	57,862.74 (146.10)	65,471.15 (162.21)	△7,608.41 (△16.11)	△11.6% (△9.9%)

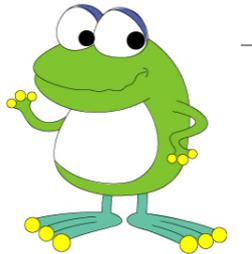
● 経済効果(環境保全対策に伴う経済効果)

(単位:千円)

経済効果の内容		平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	増減 (A)-(B)
収益	廃棄物のリサイクルにより得られる収入 園芸の土販売など	25,915	15,120	10,795
費用節減	資源の循環利用による節減 工事発生土の再利用など	1,095,167	984,267	110,900
	省エネルギーによる節減 太陽光発電など	46,970	48,320	△ 1,350
	その他 漏水防止対策など	595,331	718,860	△ 123,529
合計		1,763,383	1,766,567	△ 3,184

(注)平成13年度に環境会計を導入以来、経済面での効果の試算にあたり、経済効果の算定は過大評価とならないよう、確実に効果をあげている範囲に限定して計算し、試算の結果、確実でない評価となったものについては除外することとしています。仮に、道志水源林の同じ貯水量のダムを造るとすると132億円かかると考えられます。

環境会計とは… 環境保全のための取り組みについて、どれだけのコストで、どれだけの環境負荷や経費が削減されたかを、数量的に把握し公表するためのしくみです。



1 対象

- (1) 期間 平成18年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
- (2) 範囲 水道事業及び工業用水道事業全体

2 集計方法

- (1) 分類・集計は環境省の「環境会計ガイドライン」に準拠して策定しています。
- (2) 水道事業としての本来活動も、結果的に環境保全に効果のある事業や施策は環境会計の対象としています。
- (3) 金額は税込みとし、投資額については、減価償却費は計上していません。
- (4) 環境保全コスト以外も含んだ複合コストで、明確に区別できないものは全額を計上しています。
- (5) 経済効果は、水道事業内部の経済効果を分析することとし、できる限り客観的で確実な根拠に基づいて算出できるものを対象としています。このため、算出方法が明確ではない外部における経済的影響は計上していません。

3 平成18年度決算版環境会計のまとめ

<環境保全コスト>

平成18年度の環境保全コストは、地球環境保全コストや資源循環コストなど投資額約12億円、費用額約22億円、合計で約34億円となり、水道局の総支出のおよそ2.7%に相当します。

比較的大きな割合を占めるコストは、「菊名ウォータープラザ」や浄水場での太陽光発電設備等省エネ設備の設置やディーゼル車の排ガス規制対策、水源林の管理、浄水場の排水処理などとなっております。

<環境保全効果>

平成18年度の環境対策の取り組みの成果として、二酸化炭素の排出量換算で24,582tの保全効果がありました。これは鶴見区の面積とほぼ同じ広さの森林3,234haが1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

<経済効果>

平成18年度の経済効果は、工事発生土の再利用などの費用節減により、約17億6千万円となっております。

【平成17年度比較では】

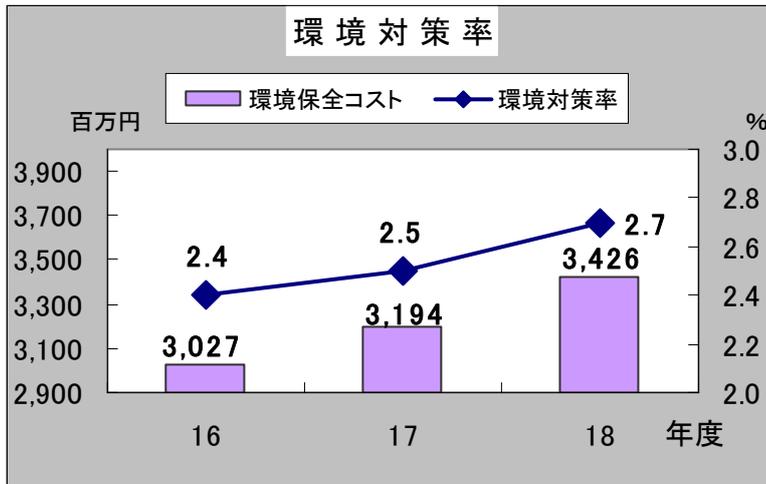
環境保全コストは、約2億円増加していますが、これは浄水場における排水処理費や大気汚染防止対策、建設副産物のリサイクル費用が増加したものです。

環境保全効果は、337t-CO₂減少していますが、総排出量では7,608.41t-CO₂削減しています。

経済効果は、約320万円減少しておりますが、工事コストの縮減額などが減少したことによるものです。

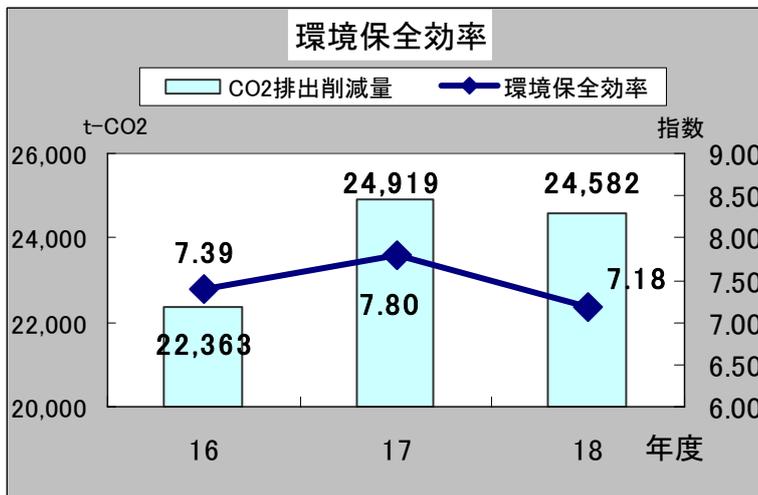
● 環境保全指標

環境保全への取り組みを分かりやすくご紹介するために、環境会計の集計項目や事業活動量の指標等を組み合わせて「環境保全指標」としてその推移を比較しています。



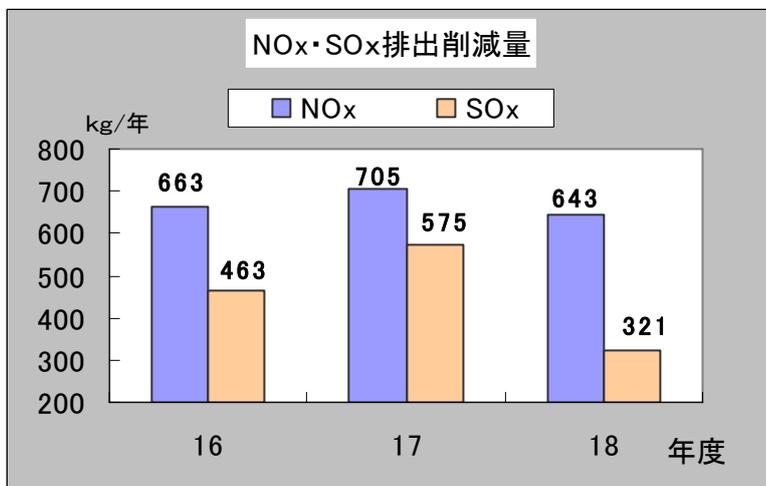
総事業費の中で環境保全にどのくらいコストをかけているかを示しています。

$$\text{環境対策率} = \text{環境保全コスト} / \text{総事業費}$$



環境保全コストに対する環境保全効果をCO₂排出削減量で示しています。

$$\text{環境保全効率} = \text{CO2排出削減量} / \text{環境保全コスト}$$



NO_xは窒素酸化物、SO_xは硫黄酸化物のことで、この排出削減量の推移を示しています。



水道局お客さまサービスセンター

こんな時には、お電話を！

- お引越しの際の水道使用開始・中止の手続き
 - 使用水量・水道料金のお問い合わせ
- 料金支払い方法についてのお問い合わせ
 - 「はまっ子どうし」についての申込み・お問い合わせ
- 道路漏水の通報など、**その他のお問い合わせ**



045-847-6262
(おかけ間違いにご注意ください)

FAX 045-848-4281

365日 24時間受付

水道工事にご理解・ご協力をお願いします。

市民生活のライフラインとして、災害時にも最低限の給水を確保するため、地震災害に強い水道づくりを進めます。また、漏水破裂や水質劣化の原因となる老朽管の取り替えなどを計画的に行います。

全国初！ 水まわりの相談コーナーの開設 『水彩生活』としてオープン

水道局の新たな取り組みの一つとして、19年9月から、TOTOの関連企業と協働で、水まわりに関する相談業務や関連用具の展示などを行っています。水まわりで困ったことをなんとかしたい、ちょっと聞いてみたい、自分で修理したいけど方法がわからない、そんな時は、是非水彩生活菊名店へお立ち寄りください。

1 名称

水彩生活 菊名店 (電話番号 045 (540) 8033)

協働事業者 吉田工業所有限会社 (TOTOメンテナンス(株)の代行店)

2 場所

菊名ウォータープラザ1階 (港北区大豆戸町155 JRまたは東急東横線菊名駅から徒歩約10分)

3 サービス内容

トイレ、台所などの水まわり器具の無料相談、部品販売、商品選択のアドバイス (店内の様子)

- 1 お手入れ方法のアドバイス、自分でトライコーナーの設置、
 - 2 工具の貸出し (お客さまご自身で修理する方法を学べます)
- 水道事業のPR、はまっ子どうしの販売

4 運営時間

- 3 月曜日から土曜日 午前10時から午後6時まで
(祝祭日、夏季・年末年始休業日は除く)

水まわりの『こまった』を『よかった』に変えられるよう、お客さまのご要望にお答えしていきます。



ペットボトル水

横浜市のオフィシャルウォーター

はまふどし の販売

- 280mlボトル… 1本 100円～（1ケース24本入り）
- 500ml入ボトル…1本 110円～（1ケース24本入り）
- 2ℓボトル……………1本 200円～（1ケース6本入り）

道志村の豊かな森にはぐくまれたおいしい水をペットボトルに詰めました。地域サービスセンターから、ケース単位でご自宅などにお届け（配達料別途）します。市内のデパート、スーパー、コンビニや酒販店の一部などでも販売しています。（取扱店によって、価格は異なります。）

お問い合わせ・ご注文は、「[お客さまサービスセンター](#)」へ

☎045-847-6262 FAX 045-848-4281



はまふどし の売上げの一部は、「水のふるさと道志の森基金」を通じて、水源林ボランティア活動に活用されます。

横浜水道記念館

～ 水道と市民のふれあいの場 ～

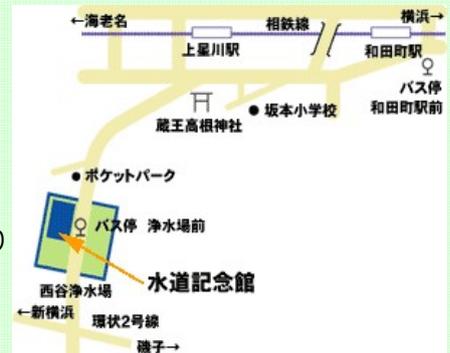
当記念館には、横浜がひしゃく一杯の水が貴重な時代から、明治20年、日本で初めての近代水道の創設、そして、現在に至るまでの歴史を資料・映像展示等で紹介しています。

技術資料館では、水道の技術的な資料の整理保存と技術の移り変わりを分かりやすく展示しています。

また、春には桜に包まれる「いこいの広場」もあり、水道と市民のふれあいの場として親しまれています。



横浜水道記念館



横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地

☎ 045-371-1621

FAX 045-371-3270

詳しい案内は、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.jp>

/me/suidou/ja/kyoku/kinenkan.html

水道局ホームページ

水道施設や事業の紹介、水道の使用開始・中止の受付などを行っています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/index.html>



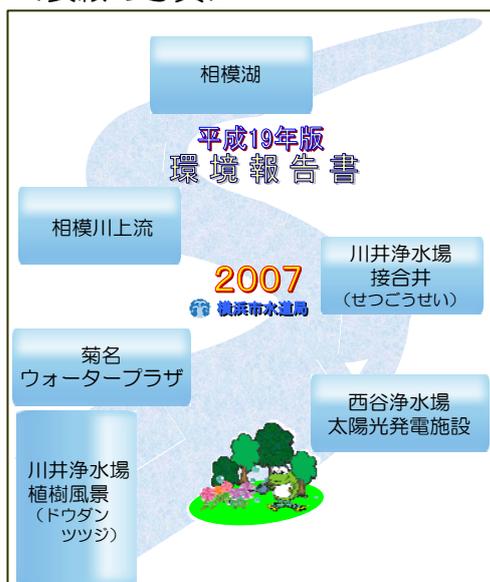
環境創造局ホームページ(下水道事業の環境レポート)

下水道事業の環境に対する取り組みについて、環境会計の視点から分析して作成した環境レポートを公表しています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/gesui/keiei/kreport/>



<表紙の写真>

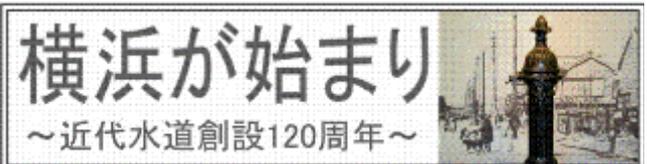


編集方針

横浜市水道局では、平成 13 年度から環境会計を作成・公表してきましたが、平成 16 年度から、環境会計に加えて、環境保全の取り組みや環境マネジメントに関する状況などを取りまとめ、総合的・体系的に紹介した「環境報告書」を作成・公表しています。

対象期間：平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）ですが、環境への取り組み等の施策については、最新情報として平成 19 年度の取り組みも一部記載しています。

対象範囲：横浜市水道事業及び工業用水道事業
参考資料：環境省の「環境報告書ガイドライン（2003 年度版）」に準拠しました。



平成 19 年 12 月発行

横浜市水道局 経営企画課

電話番号 045-671-3066

FAX 番号 045-664-6774